

●開催要項

【日時】

第1回:平成27年 1月21日(水)18:00~21:15

第2回:平成27年 1月28日(水)18:00~21:15

第3回:平成27年 2月 4日(水)18:00~21:15

第4回:平成27年 2月18日(水)18:00~21:15

第5回:平成27年 2月25日(水)18:00~21:15

【場所】

航空会館 B101会議室 (第3回は 弁理士会館2階 2-AB会議室)

<http://kokukaikan.com/about/access>

【定員】40名

●研修内容

【各回テーマ及び講師】

第1回:「著作物性」(講師:弁理士 上田 侑士 氏)

第2回:「著作権と著作隣接権、その関係及び利用について」

(講師:弁理士 羽鳥 亘 氏)

第3回:「著作権の権利制限」(講師:弁理士 菅野 好章 氏)

第4回:「著作権契約の実務」(講師:弁護士・弁理士 牧山 嘉道 氏)

第5回:「著作権紛争の実務」(講師:弁護士 小倉 秀夫 氏)

【内容】

この研修は、著作権実務者(講師を含む)になるために必要な著作権法について正しい知識を身につけることを目的とし、従来からある講義形式の研修会ではなく、座学およびグループディスカッション形式の講義を行います。

次代の講師育成のため、今回の研修にご出席いただいた方は次年度以降の講座の補助講師をお願いする場合があります。

<各回の概要>

第1回:「著作物性」(講師:弁理士 上田 侑士 氏)

著作権侵害事件において、「著作物性」の有無の判断は非常に重要です。そこで、どのようなものが著作物性を有すると判断されているのか、実際の裁判例を中心に、参加者の皆様と議論をしながら解説します。

第2回:「著作権と著作隣接権、その関係及び利用について」

(講師:弁理士 羽鳥 亘 氏)

著作物を創作した者に付与される著作権は、著作者の元にとどまる限り社会的には何ら役に立たないが、実演・音の固定・放送等により我々の手元に伝達され、それを我々が享受してはじめて社会的に意味を有するものとなります。そして、これらの伝達行為を総称して著作隣接権と呼びます。

この回では、著作権と著作隣接権との関係及び利用について、実例をもとに解説します。

第3回:「著作権の権利制限」(講師:弁理士 菅野 好章 氏)

著作物の保護と自由利用との関係、自由利用の限界について、著作権の権利制限規定を中心に、演習と解説を行います。

第4回:「著作権契約の実務」(講師:弁護士・弁理士 牧山 嘉道 氏)

著作物に関する取引(利用許諾、譲渡等)において、契約は非常に重要な役割を果たします。本講座では具体的な事例を基に、著作権契約の実務において問題となりやすい点、著作権にかかる契約をチェックする際のポイント等について解説します。

第5回:「著作権紛争の実務」(講師:弁護士 小倉 秀夫 氏)

ここまでの講義内容を前提に、訴訟を中心とする著作権紛争の処理実務について解説します。